

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく  
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

様式4

2025年度第2四半期

交付又は支出先法人名称	契約の相手方の法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、も しくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
							公益法人の区分	国認定、都道府県 認定の区分
公益社団法人2025年日本国際博 覧会協会	9120005020700	学会参加費	205,500	—	2025/7/24 2025/7/31 2025/8/12 2025/8/29 2025/9/10 2025/9/19 2025/9/30	—	公社	国認定
公益社団法人応用物理学会	3010005017052	学会参加費	362,000	—	2025/7/18 2025/9/10 2025/9/19 2025/9/30	—	公社	国認定
公益社団法人日本冷凍空調学会	1010005017681	学会参加費	110,000	—	2025/7/31	—	公社	国認定
公益社団法人化学工学会	1010005016411	学会参加費	114,000	—	2025/8/29	—	公社	国認定

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。